

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額</p> <p>一 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要介護被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が受ける居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。</p> <p>イ 経過的要介護 六千五百五十単位</p> <p>ロ～（略）</p> <p>二 介護予防サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が受ける介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要支援被保険者が介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。</p> <p>イ 要支援一 四千九百七十単位</p> <p>ロ 要支援二 一万四百単位</p> <p>備考</p> <p>第一号及び第二号の単位数は、居宅介護サービス費若しくは地域密着型介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは地域密着型介護予防サービス費に係るものにあつては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号。）及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第 号）並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第 号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第 号）（以下「指定居宅サービス費用算定基準等」という。）により算定される単位数とし、特例居宅介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は特例介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費に係るものにあつては、市町村（特別区を含む。）が指定居宅サービス費用算定基準等を基準として定めるものにより算定される単位数とする。</p>	<p>居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額</p> <p>一 居宅介護サービス費区分支給限度基準額は、居宅要介護被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が受ける居宅サービス又はこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けることができる額とする。</p> <p>イ～ホ（略）</p> <p>二 居宅支援サービス費区分支給限度基準額は、居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が受ける居宅サービス又はこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が六千五百五十単位に至るまで居宅要支援被保険者が居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けることができる額とする。</p> <p>備考</p> <p>第一号及び第二号の単位数は、居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費に係るものにあつては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号。以下「指定居宅サービス費用算定基準」という。）により算定される単位数とし、特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費に係るものにあつては、市町村（特別区を含む。）が指定居宅サービス費用算定基準として定めるものにより算定される単位数とする。</p>